

1 計画策定の趣旨

竜王町では、平成 28 年 3 月に「第 2 期竜王町障がい者計画」、令和 3 年 3 月に「第 6 期竜王町障がい福祉計画および第 2 期竜王町障がい児福祉計画」を策定し、障がいのある人が地域において安心して暮らすことのできる共生社会を目指して、障害福祉施策の推進に取り組んできました。

このたび、国の制度改正の方向や障がいのある人やその家族のニーズ、計画の進捗状況等を踏まえた計画の見直しを行い、障害福祉施策を総合的に推進するため、新たに「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」を策定します。

2 計画の期間

「第 7 期竜王町障がい福祉計画および第 3 期竜王町障がい児福祉計画」の計画期間は令和 6 年度から令和 8 年度までの 3 年間です。

3 基本理念



ともに支え合い、安心して暮らせる、



自立と共生のまち 竜王

- 本町は、「すべての国民が、障がいの有無にかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえない個人として尊重される」という障害者基本法の理念のもと、すべての住民が分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合い、暮らすことのできる「ともに支え合う共生のまち」を目指します。
- 本町は、地域の支え合いと公的な支援を効果的に組み合わせ、いつでもどこでも適切な支援を受けられる環境において、障がいのある人が自らの意思や決定に基づき、ケアを必要としながらも自立した生活が実現できる「安心して暮らせるまち」を目指します。
- 本町は、「ノーマライゼーション」と「リハビリテーション」の理念のもと、障がいのある人の活動や社会参加を制限する社会的な障壁をなくし、障がいのある人が自らの能力を発揮し、自己実現のできるまちを目指します。